

広報の意見

こんなときにはお電話を!



～ひとりで悩まないで～

犯罪の被害に遭うと、その後も事件を思い出して怖くて不安になったり、眠れなくなったりするなど、心身ともにいろいろな症状に悩まされることがあります。

被害に遭われたあなた! 警察はあなたの味方です。警察の人に話を聞いてもらいたいけれど、警察署に行くのはちょっと勇気がいると迷っている方、警察では次のような各種相談電話を設置し、それぞれ専門の職員が相談にお応えします。

ひとりで悩まないで、まずは電話をかけてください。

相談電話	内容	電話番号
警察総合相談電話	困りごと相談、警察に対する意見・要望	☎088-823-9110 または #9110
犯罪被害者ホットライン	犯罪被害に遭われた方の心の悩み	☎088-871-3110
ヤングテレホン	少年の非行や問題行動に関する相談	☎088-822-0809
サイバー犯罪相談電話	インターネット使用による各種犯罪の相談	☎088-875-3110
レディースダイヤル110番	女性の犯罪被害に関する相談	☎088-873-0110
性犯罪被害相談電話	性犯罪被害に関する相談	☎0120-774-110 または #8103
暴力団相談電話	暴力団等の被害に関する相談	☎088-822-8930

イベントたくさんあって迷っています。友達と話し合っ一緒に出かけます。

就農を支援します

新規就農のための補助金を用意しています。詳細はお問い合わせください。

▼農業次世代人材投資事業
青年就農者の確保および育成を図るため、就農直後の青年就農者の方に交付します。

■交付金額 前年所得により交付金額は変動

■対象 45歳(特例により50



歳)未満で、独立自営就農して5年未満の方

▼農業後継者推進事業
農業後継者の、就農直後の不安定な経営に対して補助します。

■交付金額 年間100万円

■対象 50歳未満で農業経営を開始、または従事して5年未満の方

▼担い手支援事業
①専業農家育成支援区分
受入農家のもとで、農業研修を行う方を補助します。

■交付金額 年間180万円以内

■対象 15歳以上65歳未満の方

②後継者育成支援区分
認定農業者の元に、Uターンして就農した農家子弟の研修費等を補助します。

■交付金額 120万円以内

▼担い手育成センター
研修支援事業
高知県立農業担い手育成センターで、就農に必要な基礎知識から先進技術を学ぶ研修費を補助します。

■交付金額
1日の研修費520円の2分の1

■対象 15歳以上65歳未満の方

■申込み・問い合わせ
市役所農林課

国民健康保険の方へ給付します

【葬祭費】
国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭執行者からの申請により4万円を支給します。

■申請に必要なもの
死亡した人の保険証、葬祭執行者の印鑑、死体(埋)火葬許可証または会葬礼状等(葬祭執行者の確認ができる書類)、葬祭執行者の振込口座が分かるもの

【出産育児一時金】
国民健康保険に加入している方が出産したとき、申請により出生児1人につき42万円(産科医療補償制度未加入の場合は40万4,000円)が支給されます。

市が医療機関等に直接支払う「直接支払制度」利用の場合で、出産費用が一時的に42万円(40万4,000円)未満のときは、その差額が支給されます。

■申請に必要なもの
印鑑、国民健康保険被保険者証、出産した医療機関の領



年金生活者支援給付金の請求手続きはお済みですか?

年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている方への制度「年金生活者支援給付金」の対象となる方に、請求に必要な書類が順次送付されています。請求手続きはすでにお済みでしょうか?

12月中旬に請求しなかった場合は請求月の翌月からの受け取りとなり、給付金の受け取りができない期間が生じる可能性があります。至急お手続きをお願いします。

※給付金の請求手続きに、口座情報や手数料は不要です。給付金をかたる詐欺行為にはお気を付けてください

■問い合わせ
年金生活者支援給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル)
☎057010514092



認知症高齢者を考える会「明日葉会」



認知症の方を介護するご家族や認知症について関心のある方が集まり、介護の仕方を学んだり、悩みを共有したり支えあいながら「明日葉会」として活動を行っています。

1月は高知大学病院の川添薬剤師を招いて講座を行います。受講料無料、申し込み不要ですので、ぜひご参加ください。

■日時 令和2年1月10日(金) 13時30分～15時

■講座内容 「知っておきたい葉の基礎知識」

■講師 高知大学医学部附属病院薬剤部 川添哲嗣さん

■場所 のいちふれあいセンター 2階 第1・2研修室

■問い合わせ
香南市社会福祉協議会
☎57-7300
市役所高齢者介護課
地域包括支援センター
☎57-8511

赤ちゃんと歯が生え始める時期に必要になってくるのが「歯固め」。歯のムズムズ解消や好奇心でなんでも口に入れてしまうので、あると喜ぶおもちゃの一つです。素材はシリコンを使用。今回は、1カ月～1歳ぐらいまでが対象の歯固めを作ります。

お母さんのお宝さんのプレゼントにいかが?

歯固めワークショップ

日時 令和2年1月17日(金)10:00～12:00

場所 のいちふれあいセンター 3階 学習室 ※授乳室もあります

■講師 /古味 咲姫さん (Tiny teeth認定講師・Studio Mahalo代表)

■定員/10人 ■参加費/1,500円

■持ち物/赤ちゃんと一緒の方は、ベビーカー・抱っこひもがあればお持ちください。

■申込期間/12月2日(月)～1月10日(金)

■申込み・問い合わせ/香南市中央公民館 ☎56-1056



固定資産税の届け出

固定資産税の課税の基準となる日は毎年1月1日です。今年中に家屋を新築・増築したり、既存の家屋を取り壊した場合は確認させていただきますので、税務収納課資産税係までご連絡ください。

◆宅地について次の区分があります

【住宅用地】
住宅用地には、税負担を軽減する特例措置が設けられていて減額されます。

▼小規模住宅用地: 200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸当たり200㎡まで)を小規模住宅とい、課税標準額が価格の6分の1になります。

▼一般住宅用地: 小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地とい、課税標準額が価格の3分の1になります。ただし、家屋の床面積の10倍までとなっています。また、併用住宅の場合は一定の率を乗じた面積だけが特例の対象となります。

【非住宅用地】
非住宅用地には特例措置はありません。倉庫などを取り壊した場合、家屋の評価がなくなり、税額は下がります。しかし、住宅を取り壊した場合、家屋の税額は下がりますが、宅地は非住宅用地となつて住宅用地の特例措置が受けられません。そのため、課税標準額が上がることになり、税額が上がる場合があります。

◆新築住宅には減額措置があります

▼減額措置とは: 居宅や併用住宅を新築したときは、新築後一定期間、次の要件で固定資産税が減額されます。対象は居住部分となつており、併用住宅では居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。また、床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上、280㎡以下となっています。対象面積は居住部分の120㎡となり、120㎡までの住宅は全面積を、120㎡を超える住宅は120㎡分を減額します。減額される額は税額の2分の1、減額される期間は一般の住宅は新築後3年間、長期優良住宅は新築後5年間です。

■問い合わせ
市役所税務収納課

社会保険料の納付確認書発行について

平成31年中に納付された国民健康保険料、後期高齢者医療保険料などの納付確認書を、市役所税務収納課、市民保険課、高齢者介護課および各支所で発行します。年末調整や確定申告で必要な方はご利用ください。

申請の際、本人確認のできるもの(運転免許証・保険証など)をお持ちください。別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

※来庁が困難な方は各課へご相談ください

■問い合わせ 市役所税務収納課、市役所市民保険課、市役所高齢者介護課

固定資産税 第3期
国民健康保険税 第6期
介護保険料 第6期
後期高齢者医療保険料 第6期

の納期限は**12月25日(水)**です。
期限内の納付をお願いします。